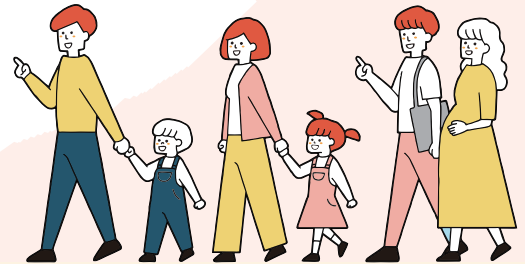


子育てを地域全体で行うことが
あたりまえの社会の実現を目指して



やまぐち
とも × いく

応援企業登録制度
始めます！



新しい企業登録制度

やまぐちとも×いく 応援企業登録制度

山口県は、男女で育児・家事を分担し、共に希望に応じてキャリア形成と育児・家事の両立が可能となる社会を目指しています。

こうした社会を実現していくため、社員の育休取得を推奨し、働きやすい職場環境づくりの推進を宣言する事業者を応援する、『やまぐち“とも×いく” 応援企業登録制度』を新たに始めます。

とも×いく
とは

と も に も っ と い く じ に く わ わ っ て



共育てという意味と、家族や地域社会、企業なども「とにも・もっと・いくじに・くわわって」という願いを込めており、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援することを示しています。

制度の概要、手続きの方法等については県労働政策課ホームページをご確認ください。



最大
約180万円

山口県もっと育休奨励金

やまぐち”とも×いく”応援企業に登録した事業者（「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推奨する企業等）に対し、奨励金を支給します！

1 育休取得推奨 **最大20万円** (1事業者1回限りの支給)

育休取得を推奨する計画策定

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、育休取得を推奨することを規定

10万円

取組強化加算

- 育休取得者の業務を代替する対価として手当等の支援策を規定するなどの取組強化

10万円

2 男性の育児休業取得（従業員300人以下の事業者に限る）

手当奨励金（最大3,000円／日）

- 育児休業取得者に対し、育児休業給付金とは別に企業が手当等を支給した場合の実費

1社あたり上限額

109万5千円※

(※3,000円×365日=1,095,000円)

1事業者1年度あたり上限額まで支給

長期の育児休業取得奨励金

- 育児休業取得者が通算90日以上の子育て休業を取得

50万円

1事業者1年度1回限りの支給

お問い合わせ先・申請窓口

TEL : 083-974-2050

やまぐち”とも×いく”応援事務局（やまぐち働き方改革支援センター）

〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号KDDI維新ホール3F

お問い合わせ先メールアドレス tomoiku_support@joby.jp

HP : <https://y-hatarakikata.com>

申請書提出メールアドレス tomoiku_shinsei@joby.jp

やまぐち働き方改革支援センター

